

学校いじめ防止基本方針（令和6年度）

岡崎市立山中小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。**行為によるいじめではなく、精神的苦痛に目を向ける。**

2 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・算数科におけるTTによる少人数指導の実施
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・教育評価アンケートの実施

(2) 学習規律の徹底

- ・1分前着席
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

(6) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

(7) 情報モラル教育の推進

- ・正しいネットの利用とマナーの理解
- ・ネットいじめの加害者・被害者にならない継続的な指導

3 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。尚、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

(2) 欠席理由の確実な把握

- ・曖昧な欠席理由や連絡なしの欠席の場合は、その日に家庭訪問
- ・病気理由の欠席も、3日以上連続は家庭訪問
- ・状況に応じて、管理職への報告をしたり、周囲の児童・保護者・教職員から事情を聴取したりして迅速に対応

(3) 生活行動アンケートと個人面談の実施

- ・各学期2回実施
- ・実施後は個人面談をする。
- ・いじめ・不登校対策委員会で全職員が周知、対応
- ・アンケートは3年間保存

(4) 保護者・地域の方の学校評価

- ・学校関係者評価委員会（6月、12月、2月）
- ・保護者の学校評価アンケート（1月）

(5) 具体的な取組

- ・児童がいじめられたと感じたとき、それを「いじめ」と捉え、指導にあたる。
- ・無記名式のアンケートの結果を踏まえ、「いじめは発見しにくい、しかし必ずあるもの」という気持ちで、子どもたちの良好な関係作りに努める。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「そのくらいのこと」「またか」という見方をせずに、いじめられる側の気持ちに立って考える。
- ・いじめの未然防止、早期解消が子どもの成長や発達、人間形成に極めて重要であることを理解し、全職員、保護者、地域の方など多くの方の協力が得られるように努める。

4 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。特に、いじめが原因で不登校になってしまった児童・保

護者との連絡を密にとり、最悪の事態を防ぐために環境の改善を行うとともに、転校も視野に入れて慎重に対応する。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、岡崎市教育委員会と連携を図り、岡崎警察署と相談して対処する。

(1) いじめ問題の対処の流れ

情報収集後、24時間以内に「いじめ防止対策委員会」を開き、対応策を決定する。担任が一人に対応するレベルの問題ではないため、チームで対応する。

委員会では、被害者、加害者、校内からの情報、保護者等から聞き取り記録した情報を、事実の経過に沿って共有する。このとき、憶測、推測は入れない。共有した情報をもとに、アセスメント（見立て）による指導・援助方針と指導体制をたちあげ、誰が、誰に対して、いつまでに、何をするのか、すぐに行うこと、中・長期目標等を明確にする。被害者の安全、人権、心の安定が最重要なので、状況に応じて加害者との物理的な距離を当面離すこと、保護者に、見立て、具体的対応策を正確に示し、以降、こまめな情報提供と協力を願うこと等に配慮する。

<対応の基本>

- (さ) 最悪の事態を想定して、
- (し) 慎重に、
- (す) 素早く、
- (せ) 誠意をもって、
- (そ) 組織的に対応する。

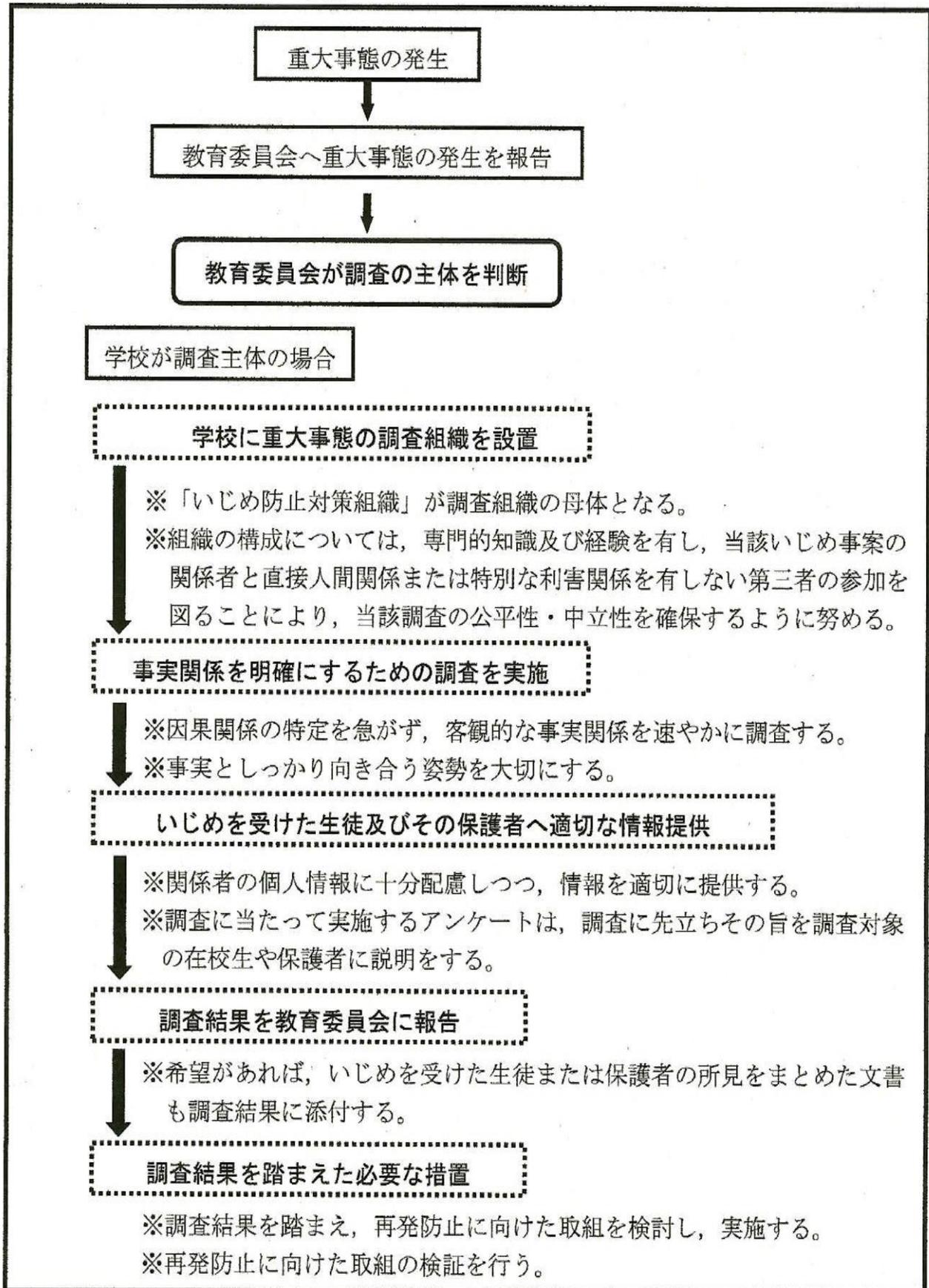
(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑧ 特にいじめが疑われる不登校児童が出てしまった場合は、家庭訪問などを粘り強く繰り返し、心のケアに努め復帰できる環境づくりをする。

いじめ重大事態について

「Stop the いじめアクションプラン」にそって対応する。

【重大事態の対応フロー図】



(3) 具体的な対応

対象	対応方法
いじめられている児童	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられている児童の保護を最優先に考える。 ・いじめの訴えについて、共感しながら誠実に受け止める。 ・いじめの事実や背景、人間関係を整理し確実に把握する。 ・指導後も連絡を取り合いながら継続的に支援する。 ・登校を拒否する場合は、本人の意思を尊重して寄り添い、登校できる環境づくりを優先する。
いじめている児童	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめている児童が一人であっても、複数であっても、原則個別に対応する。 ・いじめている児童の言い分もまずは共感的にしっかり聞く。 ・自己中心的な言い分や主張もまずは聞き、その上で客観的な事実に基づいて適切に指導する。「いけないことは いけない」と毅然とした態度で臨む。 ・いじめられている児童の心の痛みや苦しみが心情的に理解できるように、本質的な指導をする。 ・学校裏サイトを利用したネットいじめを行っている児童を特定し、指導を行いサイト内への書き込みを消す。
周囲の児童	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめは許さない」「解決に向けて積極的に取り組む」という断固たる姿勢を示す。 ・道徳や特別活動の授業を通して、集団の健全化を図る。 ・いじめられている児童の痛みを思って、いじめを止める勇気を出すことの大切さを伝える。 ・いじめを止めたり、情報を知らせてくれたりした児童の立場に配慮し、個別に勇気づける。 ・いじめを受けている児童が不登校になってしまった場合は、可能であれば該当児童と仲のよい信頼できる児童を通して、学校とのつながりを保つようにする。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意向に沿うよう誠意ある対応に心がけるとともに、場合によっては学校全体で取り組む姿勢を示す。 ・いじめている児童の保護者には、客観的な事実のみを伝えながら、いじめられている児童や保護者の心情を理解してもらい、協力を得られるように努める。 ・事後指導の内容及びその後の児童の様子などを連絡し、保護者との共通理解を図る。 <p>※保護者からの訴えでいじめが発覚するケースもあり、いじめ克服において保護者との連携は不可欠である。</p>

5 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。（学期に1度…全職員で）

いじめ事案が発生した場合には、（校長の判断で必要に応じて）いじめ防止対策委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。スクールカウンセラーにも出席を要請し、対策の助言を請う。「いじめ重大事態」においては、校外からの構成員を配す。

<校内構成員> 校長，教頭，教務主任，校務主任，校務主任補佐，生徒指導主任，養護教諭，学年主任，スクールカウンセラー，関係する担任，その他関係職員（人権教育主任，特別支援教育担当等）

<校外構成員> スクールソーシャルワーカー，教育委員会指導主事，関係機関の助言者等

